<u> 1</u>	改 策 項 目	民主党案「消費者権利院」	政 府 案「消 費 者 庁」	政府案の問題点
	① 窓口一元化	消費者権利院の地方機関(地方消費者権利局・支局)が消費生活センターの機能を担う *国の直轄事業となるため、財源は、消費者権利院の予算として確保。	地方の消費生活センターを法律的に位置づける *都道府県に設置義務、市町村は任意 *財源やネットワークの整備は、予算措置で対応	※消費者の利益の擁護及び増進のための施策は国の責任において全国一律の水準で行われるべきではないか。△政府は、地方の消費者行政について財政的な支援を行うと説明している
		消費生活相談員の身分・待遇を保障 *任期10年(再任可)、相当額の給与を 保障する。	都道府県・市町村は、消費生活相談員の人材の確保・資質の向上に努め、国は必要な援助を行う *具体策は、自治事務であることから地方が判断することとなる。	が、法律による裏付けが必要なのではないか。 ×消費生活相談員の地位の向上を地方に委ねてよいか。
	② 情報の収集	各省庁・都道府県等に消費者問題関連 情報の提供・報告義務 *情報を幅広く収集し、分析を行う。	各省庁・都道府県・国民生活センター に重大事故、被害拡大のおそれがある 消費者事故等に関する情報の提供義務	△各省庁等において被害拡大のおそれ を判断した上で情報提供(幅広い情 報収集となっていない)
		各省庁に対する調査要求のほか、自ら 事業者に対し立入検査等を行う *各省庁は調査要求への回答義務あり	各省庁に資料の提供その他の協力を求 めるほか、事業者に対し立入調査等を 行う	O民主党案を参考に、立入調査を規定 (内閣官房担当者談)。ただし、政府 案は、各省庁に報告を義務付ける規 定を置いていない。
機能	③ 企画立案	内閣から一定の独立性を保ち、国会・ 内閣に対し消費者の立場から立法勧告 を行う *内閣から一定の独立性を有する消費 者権利官だからこそ、閣内不一致の問	消費者庁が所管(共管)する個別の法律について企画立案を行う(→別紙) 消費者の利益の擁護及び増進に関する 基本的な政策の企画立案・関係行政機	×消費者庁が所管する法律は多くの消費者行政関連法律のうち29本のみで、しかもそのほとんどは各省との共管にすぎない。
. 役		題を生じることなく、所管に関わらず、消費者行政について、消費者の立場からの立法勧告が可能。	関の事務の調整を行う *内閣総理大臣・消費者行政担当大臣の 主導で各省庁間の調整を行う 消費者政策委員会による消費者政策の	△JAS法の表示基準のように、元々 の所管大臣が案を添えて基準の策定 を要請できるなど、権限を残すと見 られる規定も存在する。
割			企画立案に関する意見具申 *各省庁に対しても、直接に意見具申を することができる。	×他省庁との調整が優先され、消費者 の立場からの問題提起がなされない のではないか。
	④ 法律の執行権限	行政処分等を行う権限なし 消費者権利官が各省庁に対し処分等を 勧告	消費者庁所管・共管の法律の場合 執行権限の大部分は各省庁の地方機関 に委任	×消費者庁が直接に個別の法律に基づ く権限を行使する場面は表示に関す るもの等に限定されている。
		*内閣から一定の独立性を有する消費者権利官だからこそ、閣内不一致の問題を生じることなく処分勧告が可能。	各省庁所管の法律の場合 内閣総理大臣が各省庁に対し措置要求	×執行を各省庁の地方機関に委任する スキームが有効に機能するか。執行 が本省の意向に左右されないか。
		緊急時には裁判所に対し行為の停止・禁止の緊急命令を申し立てる *法律の規定がある事案も、すきま事案も対象であり、幅広く対応可能。 *財産上の被害についても対象となる。	すきま事案の場合 内閣総理大臣が事業者に対し直接に勧 告及び命令(対象は、消費者の生命・ 身体に関わる場合に限定され、財産上 の被害は対象外)	△すきま事案への対応を規定している 点は注目すべきであるが、事業者へ の勧告・命令は、消費者の生命・身 体に関わる場合に限定されており、 財産上の被害には対応できない。
	⑤ 違法収益はく奪	消費者団体が消費者に代わって損害賠 償請求を行う制度を導入(消費者団体 訴訟法案) 消費者権利官による訴訟援助、緊急時 の財産保全命令制度を導入	(今後の検討課題)	×消費者の被害の救済のためには、行 政処分等のみならず、被害を直接に 填補する制度(違法収益はく奪制度) を早期に導入すべきではないか。
組織・予算等	⑥ 組織の在り方	消費者権利官を長とする内閣から一定の独立性を有する機関 消費者権利官は国会の議決を経て内閣が任命(政治任用) *国民生活センターを事務局に取り込む *任期付公務員制度を活用し民間主体の事務局組織を実現する。	内閣府の外局として消費者庁を設置 (長は消費者庁長官) 消費者行政担当大臣(特命担当大臣) を設置	×内閣府の外局であれば、実質的には 内部部局(国民生活局)を外局とす るにすぎず、消費者行政のための新 組織としては不十分ではないか。×内閣の統轄の下に置かれる機関であ る限り、他省庁との調整を余儀なく されるのではないか。
	⑦ 地方組織	都道府県の区域ごとに地方消費者権利局を置き、所要の地に支局を置く *支局は人口30万人~40万人当たり1か所程度設置	なし *地方における執行は、公正取引委員 会・厚生労働省・経済産業省の地方機 関又は地方公共団体が行う。	×消費者の利益の擁護及び増進のため の施策は国の責任において全国一律 の水準で行われるべきであり、その ための組織・人員の体制を整備すべ
	⑧ 予算	約1000億円 *地方における事業費を含む	約93億円 *平成20年補正予算 地方活性化のための基金150億円 国センの支援事業90億円	きではないか。 ×地方への交付金や支援事業は時限措置とされている(担当者)が、法律上の裏付けのある恒久的な財政支援が必要ではないか。
	9 人員	消費者権利院:約300人 地 方 機 関:約1万3000人 *消費生活相談員を含む。	消費者庁:204人 (うち他省庁からの振替198人)	×予算の額は、地方の消費者行政の立て直しには不十分ではないか。